

高等学校段階における早期卒業制度に関する考えられる論点（例）

1. 検討の背景

「グローバル人材育成推進会議中間まとめ（平成23年6月）」において、社会全体のシステムをグローバル化時代に相応しいものに構築し直し、個々人の人生設計を柔軟かつ多様に支援する複線型の社会システムへと変革することの必要性や、それを実現するためグローバル人材の育成の必要性等について提言された。

（抜粋）

3. 高校留学の促進等の初等中等教育の諸課題について

（3）高等学校留学等の促進

大学・大学院への飛び入学や早期卒業の促進及び高校における早期卒業制度の創設のための制度的整備等を検討する。

〔高校2年→留学1年→大学4年、高校2年→大学5年（留学1年を含む）、
高校3年→留学1年→大学3年等の柔軟な進路設計を可能に〕

また、「グローバル人材育成戦略（平成24年6月）」においても、次のとおり提言されたところ。

（抜粋）

3. 英語教育の強化、高校留学の促進等の初等中等教育の諸課題について

（2）高校留学等の促進

大学・大学院への飛び入学や早期卒業の促進を図るとともに、高校における早期卒業制度の創設のための制度的整備等について、検討を進め方向性を明確にする。

〔高校2年→留学1年→大学4年、高校2年→大学5年（留学1年を含む）、
高校3年→留学1年→大学3年等の柔軟な進路設計を可能に〕

4. 大学入試の改善等の大学教育の諸課題について

（2）国際的に誇れる大学教育システムの確立、高等教育の国際展開の推進

戦後、一律に導入された6-3-3-4制の教育体系を、新たな時代の個々人の学びをきめ細かく支援・促進できるように、小中一貫教育や中高一貫教育の推進、高校段階以上における早期卒業・飛び入学の制度的整備等を通じて、柔軟で多様な進路設計を可能とする弾力的なシステムへと進化・発展させる。

なお、外国で12年の学校教育課程を修了した者は、年齢に関係なく日本の大学に入学できる。

《学校教育法第90条》

2. 高等学校における卒業認定の仕組み

○修業年限：3年（全日制の課程）※定時制及び通信制の課程は3年以上

《学校教育法第56条》

○卒業に必要な単位数・教育課程（校長が全課程の修了を認定）

（1）全学科共通：74単位以上で各学校が定める単位を修得（必履修教科・科目は最低31単位以上）

（2）専門学科のみ：専門教科・科目から25単位以上履修する必要

《学校教育法施行規則第84条及び第96条、高等学校学習指導要領》

○単位

1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準

《高等学校学習指導要領》

○単位の修得の認定

学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを各学校において認定。

《学校教育法施行規則第84条、高等学校学習指導要領》

○学校外学修等の単位認定

・各学校の校長は、大学や専修学校等における学修やボランティア活動等の学校外における以下の学修について単位を与えることができる。これらの単位については、①～④を合わせて36単位まで卒業に必要な単位数に加えることが可能。

①学校間連携による単位認定

②大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定

③技能審査の成果の単位認定

④ボランティア活動等の単位認定

《学校教育法施行規則第97条～第99条》

・この他、以下のように海外留学や技能連携、定通併修等による単位認定も可能であり、これらの単位についても卒業に必要な単位数に加えることが可能。

①海外留学に係る単位認定（36単位まで）

②高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定

③別科の科目の単位認定

④定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定（卒業に必要な単位数の2分の1以内）

⑤定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定

学校教育法第55条
 学校教育法施行規則第93条及び第100条
 高等学校通信教育規程第12条
 技能連携施設の指定等に関する規則第7条

3. 論点例

修業年限に達することなく、高等学校の卒業を認めることとする場合、以下のような論点が考えられる。

【① 対象】

- ・ 高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校の高等部に在籍する者を対象とするか。
- ・ 進路によって対象を制限するのか。

【② 要件】

（１）各学校の定める卒業に必要な単位（少なくとも74単位）の修得を求める場合

○ 単位について

- ・ 3年未満（中等教育学校の場合は6年未満）で各学校の定める卒業に必要な単位を現実的に修得可能か。
- ・ 早期卒業をする場合に必履修教科・科目の履修を求めるのか。

○ 成績について

- ・ 「一定以上の成績」を要件とすべきか。要件とする場合、一定以上であるかどうかは、どのようにして判断するのか。

（ア）履修する教科・科目の修得状況をどのようにして明らかにするのか。

（イ）追加的な資格又は学習成果をもって、「一定以上の成績」と判断するのか。

- ・ これらの要件を課した上で、更なる要件が必要か。

（２）修得した単位数にかかわらず、特に優れた才能を有する者を対象とする場合

- ・ 飛び入学との関係をどのように考えるか。
- ・ 高等学校教育の質保証との関係をどのように考えるか。
- ・ 特に優れた才能を有するかどうかは、どのようにして判断するのか。

以上について勘案した上で、修業年限はどれだけ短縮できるのか。

また、高等学校卒業を要件としている各種資格との関係をどう考えるか。

4. 飛び入学との関係

- 飛び入学は、特に優れた資質を有する者に対して、早期から大学教育を受けさせることにより、その資質を伸ばすことを目的としており、大学の定める分野において特に優れた資質を有する者を対象として大学への入学を許可する制度であり、高等学校の教育課程を修了することを要しない。

- このため、特定の大学への入学資格を得ることはできても、他の大学でも飛び入学の資格を得ることができるとは限らず、また高等学校を卒業していないため、高等学校卒業資格は得られない。(入学した大学を中退した場合の最終学歴は中卒となる。)

- 早期卒業制度の導入の検討とは別に、飛び入学を活用した者に対して高等学校の卒業を認定するような制度改正を検討することが必要か。
一定の要件の下、飛び入学した者に高等学校の卒業を認定することについてどのように考えるか。
(論点例)
 - 高等学校の卒業に必要な教育課程を全て履修していないにもかかわらず、単位の認定及び卒業の認定を行うことが可能か。
 - 一定の能力を有することをもって高等学校の卒業を認定することができるか。高等学校教育制度や高等学校教育の質の保証との関係をどのように考えるか。

(参考) 飛び入学制度について

飛び入学は、特に優れた資質を有する者に対して、早期から大学教育を受けさせることにより、その資質を伸ばすことを目的として平成9年より制度化（数学又は物理の分野に限定）。平成13年に対象分野の制限を撤廃し、学校教育法上の位置付けを明確化。

<導入大学数・対象者数>（6大学：類計101人）

大学名	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	合計
千葉大学 (制度導入年度:平成10年度)	3人	3人	3人	3人	2人	3人	8人	7人	9人	6人	7人	5人	6人	2人	1人	68人
名城大学 (制度導入年度:平成13年度)				4人	5人	5人	2人	3人	1人	1人	0人	1人	2人	0人	2人	26人
昭和女子大学 (制度導入年度:平成17年度)								0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人
成城大学 (制度導入年度:平成17年度)								0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人
エリザベト音楽大学 (制度導入年度:平成17年度)								0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人
会津大学 (制度導入年度:平成18年度)									1人	1人	1人	0人	0人	0人	1人	4人
計	3人	3人	3人	7人	7人	8人	10人	10人	11人	10人	9人	6人	8人	2人	4人	101人

<制度概要>**○対象者に係る要件**

- ・大学の定める分野における特に優れた資質を有すること（学校教育法第90条第2項）
- ・高校に2年以上在学したこと（学校教育法施行規則第153条）

○受け入れ大学に係る要件

- ・大学院が置かれ、かつ、教育研究上の実績及び指導体制を有すること（学校教育法第90条第2項）
- ・特に優れた資質の認定に当たって、高校の校長の推薦を求める等、制度の適切な運用を工夫していること（学校教育法施行規則第151条）
- ・自己点検・評価の実施及びその結果の公表を行うこと（学校教育法施行規則第152条）

参照条文

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第五十五条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

② （略）

第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

第九十条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

② （略）

○ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第八十四条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。

第九十三条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、三十六単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 （略）

第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条の規定により、高等学校の教育課程に関し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

第九十七条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2・3 （略）

第九十八条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う

次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- 二 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修
- 三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

第九十九条 第九十七条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は三十六を超えないものとする。

第一百条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修（当該生徒が入学する前に行つたものを含む。）を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令 附則第二条 の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修
- 二 高等学校の別科における学修で第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修

○ 高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）

（定時制の課程又は他の通信制の課程との併修）

第十二条 施校の校長は、当該実施校の通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

- 2 定時制の課程を置く高等学校の校長は、当該高等学校の定時制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該定時制の課程を置く高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

3・4 （略）

○ 技能教育施設の指定等に関する規則（昭和三十七年文部省令第三十二号）

（単位の修得の認定等）

第七条 高等学校の校長は、当該高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、あわせて指定技能教育施設において前条の計画に基づき連携措置に係る科目を学習し、その成果が試験その他の方法により当該科目に対応する高等学校の科目の目標に達していると認めるときは、所定の単位の修得を認定することができる。

- 2 前項の規定により校長が修得を認定することのできる単位数の合計は、当該高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数の二分の一以内とする。

○ 高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示）

第1章

第2款各教科・科目及び単位数等

1 卒業までに履修させる単位数等

単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。

第3款各教科・科目の履修等

2 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科における各教科・科目の履修については、上記1のほか次のとおりとする。

- (1) 専門学科においては、専門教科・科目（第2款の3の表に掲げる各教科・科目、同表の教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、商業に関する学科においては、上記の単位数の中に外国語に属する科目の単位を5単位まで含めることができること。また、商業に関する学科以外の専門学科においては、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができること。

第6款単位の修得及び卒業の認定

1 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得の認定

- (1) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。
- (2) 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な学習の時間を履修し、その成果が第4章に定める目標からみて満足できると認められる場合には、総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。
- (3) 学校においては、生徒が1科目又は総合的な学習の時間を2以上の年次にわたって分割履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な学習の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

2 卒業までに修得させる単位数

学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする。なお、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

3 各学年の課程の修了の認定

学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮するものとする。